

敦賀市水道事業公告第3号

敦賀市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託について、受託者選定に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和7年2月10日

敦賀市長 米澤 光治

1 業務名

敦賀市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託

2 業務内容

別添敦賀市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりのとおり

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 提案上限額

38,376,800円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者(複数団体による連合体(以下「共同事業体」という。)又は単体法人とする。共同事業体の構成員を含む。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第 6 号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 国税、都道府県税及び市町村税等を滞納していない者であること。
- (10) 国土交通省の建設コンサルタント登録において、登録部門「上水道及び工業用水道」及び「下水道」の登録を受けている者であること。
- (11) 令和 2 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注する上下水道事業若しくは水道事業又は下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務(以下「同種業務」という。)を元請として完了した実績を有する者であること。
- (12) 本業務実施にあたり、以下に掲げる技術者を配置できる者であること。なお、配置する各技術者は兼務できない。また、応募者と直接的な雇用関係にある者であること。
 - ① 管理技術者
 - ・ 技術士(総合技術監理部門－上下水道－上水道及び工業用水道)、又は技術士(総合技術監理部門－上下水道－下水道)の資格を有する者であること。
 - ・ 同種業務実績を有する者であること。
 - ② 照査技術者
 - ・ 技術士(上下水道部門－上水道及び工業用水道)、又は技術士(上下水道部門－下水道)の資格を有する者であること。ただし、管理技術者とは異なる専門であること。
 - ・ 同種業務実績を有する者であること。
 - ③ 担当技術者(下水道)

④ 担当技術者(水道)

6 募集要項及び仕様書

別添敦賀市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル実施要項
(以下「実施要項」という。)及び仕様書のとおり

7 実施要項等の配布期間等

- (1) 配布期間 令和7年2月10日(月)から令和7年3月12日(水)まで
- (2) 配布方法 市ホームページにおいて公開する。

8 企画提案書類の受付期間及び提出方法等

- (1) 受付期間 令和7年2月28日(金)から令和7年3月12日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法 件名を「敦賀市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託企画提案書【事業者名】」とし、提出書類をPDF化したデータを電子メールに添付して10に掲げるEメール宛てに送信すること。なお、電子メール以外の提出は受け付けないものとする。

9 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年2月10日(月)から令和7年2月14日(金)正午まで
- (2) 受付方法 質問書(様式第1号)に記入し、件名を「敦賀市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託質問書【事業者名】」とし、PDF化した電子データを電子メールに添付して10に掲げるEメール宛てに送信すること。なお、電子メール以外の質問は受け付けないものとする。
- (3) 回 答 令和7年2月19日(水)までに質問要旨及び回答を敦賀市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、実施要項を補足・修正するものとして取り扱う。

10 連絡先、問合せ先及び企画提案書類の提出先

敦賀市水道部下水道課

住所 : 〒914-0073 福井県敦賀市天筒町5番9号 天筒浄化センター

電話 : 0770-22-8145

Eメール : gesui@ton21.ne.jp

11 縦覧

以下文書について、天筒浄化センターにて縦覧に供する。なお、以下文書は公募時点において報告書案であり、今後内容が変更となる場合があることに留意すること。

縦覧文書：

「令和6年度下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討業務報告書案(国土交通省)」

12 その他

この公告に掲げるもののほか、プロポーザルに関し必要な事項は、別添実施要項による。